

社会福祉法人大任町社会福祉協議会職員給与規程

平成 2 年 5 月 1 日 制定

大任町社協規程第 5 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日 規程第 5 号

改正 平成 8 年 12 月 3 日 規程第 5 号

改正 平成 9 年 3 月 31 日 規程第 5 号

改正 平成 9 年 10 月 17 日 規程第 5 号

改正 平成 10 年 3 月 24 日 規程第 5 号

改正 平成 11 年 3 月 26 日 規程第 5 号

改正 平成 12 年 3 月 27 日 規程第 5 号

改正 平成 14 年 12 月 26 日 規程第 5 号

改正 平成 15 年 11 月 28 日 規程第 5 号

改正 平成 17 年 11 月 29 日 規程第 5 号

改正 平成 18 年 3 月 20 日 規程第 5 号

改正 平成 18 年 12 月 19 日 規程第 5 号

改正 平成 19 年 12 月 26 日 規程第 5 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第 33 条に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程で職員とは、本会事務局規定第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。

2 この規程で給与とは、給料及び手当とする。

(給与の種類)

第 3 条 この規程で給料とは、別に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

2 手当の種類は、扶養手当、通勤手当、住宅手当、超過勤務手当、期末勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第 4 条 給料表は、大任町職員の給与に関する条例（以下「町給与条例」という。）に定める給料表を準用する。

(初任給、昇格、昇給等)

第 5 条 職員の職務の等級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、町給与条例の規定を準用する。

2 新たに職員を採用した場合におけるその職員の号給は、町給与条例の規定を準用する。

3 職員を昇格（職員の職務の等級を上位の職務の等級に変更することをいう。）させるときは、町給与条例の規定を準用する。

4 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて人事評価制度を行うものとし、その基準は、町給与条例の規定を準用する。

5 これに定める事項のほか必要な事項は、町給与条例の規定を準用する。ただし、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料は、毎月22日にこれを支給する。ただし、支給日が休日の当たるときは、前日とする。

3 給料の支給方法は、町給与条例の規定を準用する。

(手当の支給)

第7条 手当を支給する職員、手当の支給額、支給基準及び支給方法等は、町給与条例の規定を準用する。

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないとき（特に承認があった場合を除く。）は、町給与条例の規定を準用して、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(求職者の給与)

第9条 職員の休職期間中の給与は、町給与条例の規定を準用する。

(退職手当)

第10条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職金を支給する。ただし、就業規則第44条第1項に規定する懲戒免職の処分により退職する者については、支給しない。

2 退職手当の額、勤務期間の計算等については、全国社会福祉団体退職手当積立金約款の定めるところによる。

(委 任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、町給与条例を準用し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合において、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いと見なす。
- 3 この規定改正について、給与の切替に伴う規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年1月1日から適用する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日から適用する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、大任町職員の例による。

(参照)

行政職俸給表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	

	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			
	89	256,900	298,000	347,000			
	90	257,200	298,300	347,400			
	91	257,500	298,600	347,800			
	92	257,800	299,000	348,200			
	93	258,100	299,200	348,400			
	94		299,400	348,800			
	95		299,700	349,200			
	96		300,100	349,500			
	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			
	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定